

議事日程 平成21年6月5日 午前9時30分開会（開議）

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 町長の施政方針
- 日程第4 議案一括上程 提案理由の概要説明
(議案第31号～議案第42号)

午前9時38分 開会

議長（吉富 隆君）

皆さんおはようございます。本日は平成21年第2回定例会が招集されましたところ、御多忙の中、御参集いただきましてありがとうございました。

ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより平成21年第2回上峰町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1 会議録署名議員の指名について

議長（吉富 隆君）

日程第1．会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、6番矢動丸博文君及び7番井上正宣君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

議長（吉富 隆君）

日程第2．会期の決定について。

会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日より6月19日までの15日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

異議なしと認めます。よって、会期は15日間と決定いたしました。

日程第3 町長の施政方針

議長（吉富 隆君）

日程第3．町長の施政方針。

町長の施政方針をお願いいたします。

町長（武廣勇平君）

皆さんおはようございます。本日、ここに平成21年第2回上峰町議会定例会をお願い申し上げましたところ、議員の皆様方におかれましては、公私ともに大変多忙な中、御出席賜りまして心から厚く御礼申し上げます。私にとりまして初めての定例会ということで、今回は施政方針ということで述べさせていただきたいと思っております。

本日、ここに平成21年度（2009年度）補正予算案及び関連諸議案を提案し、御審議いただくに当たり、町政を担うに当たっての私の所信の一端と予算の概要を申し述べ、町議会議員並びに町民の皆様への御理解と御協力をお願い申し上げます。

まず初めに、3月23日に町長に就任させていただいて以来、町議会議員並びに町民の皆様から寄せられております温かい御支援に心から感謝申し上げます。町長就任後、町民の皆様はもちろんのこと、報道により上峰町外の方々や佐賀県外の方々からも声をかけられるなど、改めてその責任の重さを感じています。

一方、愛するこの上峰をより一層明るく住みよい町にする、そして、そのすばらしい町を次世代の子供たちに引き継ぐという重大な仕事に自分が大きくかかわれる喜び、そして、とにかく行動したいという内なる情熱を抑え切れません。まずは行動することを旨として走り始めている状況です。また、これまで多くの先輩が本町を今日まで発展に導いてこられました功績の大きさを再認識し、その築き上げられたものをさらに進展させていくという責任の重大さを改めて痛感しているところでございます。

さて、米国の個人向け住宅融資（サブプライムローン）問題を震源とした今回の金融危機により、世界じゅうが大揺れの状態になっております。我が国の経済も例外ではなく、景気後退が一段と深刻化しており、雇用問題におきましても、企業による非正規労働者などの相次ぐ解雇や雇いどめによる離職が社会問題化しており、日本経済は厳しい局面に立たされております。

一方、地方財政は、税収入が減少する中で、社会保障関係費の増加などにより深刻な状況が続いています。本町におきましても、本町の税構造の特性から町税収入などの経常一般財源が大幅に減少するなど、本町を取り巻く財政環境は極めて厳しい状況となっております。行財政改革が追いつかないままに、財政環境の悪化のみが進展した一つのあらわれとして、平成19年度の決算におきましては、財政の柔軟性を示す経常収支比率が99.1%となりました。家計に置きかえれば、給料で生活費が賄えない状態に陥っていることを示しています。こうした未曾有の財政危機を打開しつつ、愛すべき町上峰を次世代の子供たちに引き継ぐとともに、持続可能な魅力あるまちづくりを進めなければなりません。

そのために、町議会議員並びに町民の皆様のお力添えをいただきながら、問題意識を共有して、自分たちの町は自分たちでつくるという視点に立った真の地方自治を確立し、もっと明るく元気に、もっともっともっとすばらしい地域に、そんな空気が満ちあふれた上峰町を

目指して町政運営に踏み出していく所存でございます。

どのような組織にも理念が必要です。そして、それは組織自体の目的と行動の規範があらわされたものであります。自治体を取り巻く環境が変わりゆく中でも見失うことのない価値観を提示するもので、最後のよりどころとなるべきものであります。これから上峰町の町政運営に当たって、まちづくりを進めていく上での基本理念に触れた後、重点施策の一部について概要を御説明申し上げます。その後、今後のまちづくりや施策の実現に大きく影響する上峰町が抱える課題への考え方をお示しさせていただきたいと思っております。

選挙期間中から私は対話を訴えておりました。そして、それは町民の皆様との対話を通じ、情報が共有され、「上峰は一つ」という言葉のように、同じ意識のもとに共通の目的達成のために行動するということを意味していました。情報を公開し、問題意識を共有することで上峰は一つになれるとずっと考えていたからです。対立を越えて本当の意味での一つの上峰町をつくるためには、議論の先に何を置くかが大事であると思っております。先に置くもの、それは財政を健全化するということであります。

この財政の危機を乗り切るという一点のために、みんなで協力していく。そして、乗り切った後にも永続的に力を合わせていく。これを集約した言葉が「協働」であると思っております。それぞれが持つ能力を合わせ協力することを協働と言いますが、社会の仕組みもこうした協働によって成り立っていると言えます。協働の仕組みを大きく分けると、自治体などの公的な部分、企業部門、家庭部門、そしてボランティアなどを含めた広い意味でのNPO部門の4つの部門に整理できると思っております。これらの部門が複雑に協働関係を築き、上峰町を動かしていると言えます。

また、地方でできることは地方に責任と権限を移譲するという地域主権の考え方が大きな時代の潮流となっています。民間の能力も飛躍的に向上し、民間でできるものは民間でといった考え方も一般化してきました。このように、これまでの社会システムを支えてきた協働関係のあり方が、今、大きな転換期を迎えています。特に、ガバメントからガバナンスへと、政府と民間との関係が発展すると指摘されています。すなわち統治から分権的な協働のある協治への転換が進んでいるのです。このような統治から協治への潮流は今後さらに本格化していくものと思われます。上峰町におきましても、単に行政のかわりに町民にも公共サービスの担い手となってもらい、狭義の協働だけでなく、地域社会で活動するあらゆる主体がさまざまな分野、局面において知恵を出し合い、お互いを高め合いながら一流の成果を追求するコラボレーションとしてとらえ、社会創造の作業に積極的に参画していただくことを視座に置き、「協働・協治のまちづくり」を進めてまいりたいと思っております。

住みやすさは、上峰を特徴づける最大の要素です。県都佐賀市から、また福岡・熊本・長崎方面への玄関口である鳥栖市からたった十数キロという好立地にあり、豊かな山、川、緑があり、堤地区の工業団地、郡境地区を中心とした商業圏、南には良好な住宅地を形成して

いるバランスのとれた町が上峰町です。下水道設備も100%完備しており、ハード面におけるインフラ整備はほぼ完了しております。国立社会保障・人口問題研究所の平成20年12月推計データによりますと、2015年には9,469人、2020年に9,499人と、上峰町の人口は増加していくことが予想されています。急速に高齢化が進み、人口が激減する自治体が急増する中、人口増加が予測されている自治体は佐賀県内では鳥栖市と上峰町のみであります。また、県の統計調査の資料（平成21年4月1日現在）によりますと、老年人口割合が佐賀県平均は24.3%であります。上峰町は鳥栖市の19.2%に続き、19.6%であり、県内におきまして2番目に高齢化率の低い人口構成の上でバランスのとれた元気な町です。

しかしながら、今だけではなく、これから先もずっとずっと元気で活気あふれるまちであるためには、子供たちや若者世代を上峰に必死で呼び込む努力が必要だと考えます。そのために上峰を「子育てするなら上峰だね」と呼ばれるような、そんな町にしたい。子育て世代が上峰目がけて引っ越してくる、そんな上峰をつくらなければなりません。そのためには、まず子供を安心して産み育てることができる環境をつくること、そして子育てと生活、子育てと仕事がバランスよく両立する環境を整備すること、こうした支援策を講じていくことがたくさんの子供たちの笑顔につながるはずです。

このように各自治体の子育て支援に切磋琢磨する中、自治体間競争に勝ち抜き、「子育てするなら上峰だね」と呼ばれるような子育て環境の整備と教育の充実を進めていく必要があります。

まず、今年度の具体的な取り組みについて申し上げます。

妊婦健康診査に係る公費助成をこれまでの5回から14回に拡充いたします。母体や胎児の健康確保を図り、経済的な負担をできるだけ軽減するための取り組みです。

次に、乳児の健全な育成環境を確保するため、児童虐待を未然に防ぐため、生後4カ月までの乳児を対象としたすべての家庭を訪問する事業を既に実施させていただいております。今後とも乳児と保護者の心身の状況や養育環境の把握、子育てに関する情報提供を進めてまいります。

また、子供たちが健康に育つために食育活動の取り組みに力を尽くしてまいりたいと思います。上峰の農業を生かした地産地消を促進し、食育活動を積極的に推進するために、食育推進実行委員会を設置し、今年度にプレイベントを実行いたします。加えて、保育環境の向上、子供の安心・安全の実現を念頭に、未来を担う子供たちが上峰の町で健やかに成長するよう支援事業を推進すべく、私は土曜日の児童クラブを開設いたします。

教育を語らずして子育てを語ることはできません。上峰がこれまで培ってきた教育力をハード、ソフト両面からさらに伸ばしていくことが重要です。子供が多くを学び吸収し、その可能性を未来へ限りなく広げていく、そうした大切な時期を過ごす就学環境の整備に力を入れていきたいと考えています。具体的には、老朽化した小・中学校の机、いすの整備を行い

ます。加えて、中学校教室の床の補修工事を行います。また、子供たちのよりよい学習環境を整備するため、小学校、中学校のコンピューター教室で使用しているコンピューターを更新します。加えて、地上デジタル放送の開始に伴い、小学校、中学校に地デジ対応のテレビと電子黒板を導入いたします。

こうした施策の積み重ねにより、「住んでよかった」と感じる町民の皆様がふえ、さらにその評判が町外に広がり、そして子育て世代が上峰目がけて引っ越してくる、このような好循環により、少子・高齢化時代に負けない世代構成バランスを上峰で確保していきたいと考えます。

また、自然環境に優しい持続可能な社会をつくるために、環境への取り組みに力を入れます。ごみ減量に向けた具体的な取り組みや施策のあり方に基づき、ごみ減量と適正分別の周知に取り組みます。特に、事業系ごみに対しましては、積極的な情報発信、広報活動を推進いたします。また、4月から役場前にて、ごみの分別種類を20種に拡大し、ごみと資源ごみを区別しております。地域の御協力を賜りながらごみステーションを設置し、ごみ排出量が少しでも減らされるよう積極的に取り組んでまいりたいと思います。

だれもがずっと安心して暮らし続けたいと願っているはずです。その願いを実現するために、互いに優しく支え合い、楽しく安心して生き生きと暮らせる、そんな地域で支え合う社会をつくっていきます。お年寄りから子供まで、障害のある人もない人も、だれもが住みなれたこの上峰の地で、そして地域の中で互いに支え合いながら、その人らしく安心して幸せな日常生活を送ることのできるまちづくりがますます重要になっています。そのためには、御高齢の方々にはいつまでも元気で生きがいを持ち、はつらつとしていてほしい。御高齢の方々の元気がこれからのこの町の元気をつくり出すのだと確信しています。また、御高齢の方から子供まで、障害のある人もない人も、だれもが安心して楽しく生活していける優しい町でなければいけません。病気になったときも安心できる、困ったときも地域の中でともに支え合える、そんな心の通う町でなければなりません。また、こうした地域の皆さんの力が防犯、防災体制の充実にもつながっていく、そんなまちづくりを進めてまいりたいと思います。

新型インフルエンザ対策について、非常時の対応として、町民の全員分のマスクを備蓄し、患者対応に備えていきます。加えて、必要なゴーグル、マスクや手袋、防護服を備蓄し、危機管理対応に備えます。また、国、佐賀県と連携し、発生段階別の対策や町民の皆様へ情報提供などの取り組みを行っていきます。また、自然災害や大規模な交通事故など、集団災害により負傷者の応急処置や搬送などを行うため、救急資器材や応急手当普及啓発資器材の計画的な整備を図ります。

長年の懸案事項も一気に片づけます。安心・安全な学校づくりのために、小学校、中学校の耐震補強工事を行います。公共施設の耐震化については、公共施設耐震化計画に基づき、

避難所となる学校の耐震化を計画的に進めます。

障害者の方々が病院に通院される際に、タクシーチケットを支給させていただきたいと思っております。佐賀県内で現在支給されていない自治体は上峰町だけであり、障害者の方々からの強い要請があり、実施させていただきたく存じます。

上峰小学校のグラウンドに設置してあるナイター照明が老朽化し、倒壊のおそれがあります。照明鉄塔撤去工事を早急を実施させていただきます。また、地域の公園は、住民の憩いや遊びの場、コミュニティーの場だけでなく、いざというときの避難の場など、いろいろな役割を担っています。この公園を御高齢の方も子供たちも一緒に憩える、だれもが楽しく安心して利用できる場として再生していくことが重要です。また、北部保育所（221ページで訂正）周辺の公園の遊具の老朽化が進んでいます。危険な状態の遊具について撤去を行います。

隣近所の顔の見える関係ができ、そして地域の中で人と人がつながることによりコミュニティーも形成され、防犯、防災時のいざというときに大きな力になると考えています。今後も地域を巡回されるおじちゃん、おばちゃんに加えて、郵便局や運送会社などの企業とも連携協力しながら地域の防犯力をさらに高めていき、だれもが安心して暮らせるまちづくりを進めてまいります。自治会加入率の向上を図り、自治会活動を支援するため、その活動拠点となる地域集会施設の補修、畳がえなどを行います。また、地域防犯、防災のかなめであり、コミュニティー再生に大きく貢献されている消防団員の制服を一新し、消防意識の高揚を図っていきたいと思います。

75歳以上の高齢者を対象にした後期高齢者医療制度につきましても、平成20年度（2008年度）に続き、新年度におきましても、納付方法の選択制度の導入など、国から新たな改善策が示されており、制度運営における本町の役割を的確に実施しながら、町民の皆様へ理解と制度の定着に努めます。

介護保険制度について、平成21年度（2009年度）が保険料の改定時期となっており、全国的に介護報酬改定に伴う引き上げが実行されていますが、引き上げを抑制し、適正な保険料に改定します。

私は現状の町の財政状況を初めとする情報の発信、公開を徹底いたします。出前町長室と銘打ち、町民の皆様には町政報告を実行いたします。インターネットを使っての情報提供を強力に推し進めるために、新しい上峰町ポータルサイトを構築します。また、町の広報紙を使い情報の公開を徹底し、町民に開かれたまちづくりを推進します。さらに、公開された情報をもとに、今後のまちづくりと財政問題の解決に向けた町民参加型の総合政策諮問会議（仮）の設置を行います。この総合政策諮問会議につきましては、後述させていただきます。

私は町役場に必要なのは信頼感と実行力だと考えています。「町民の皆様あつての行政」を念頭に、町民サービスを向上させ、常に町民の皆様から信頼される町役場であること

が必要です。また、町民の皆様から信頼を得るためには、町役場の実行力を高めていくことも必要です。新年度に向けて町役所の組織機構の見直しに向けて、その準備を直ちに始めていきたいと考えています。主なものとしては、課の統廃合、町役場全体が一つの組織として機動的に機能するための管理部門の再編を検討いたしております。複雑多様化する行政事務に思いを込めつつ、効率的に対応できる組織をつくります。

今後とも新しい風の中、元気な職員のもと、町議会議員並びに町民の皆様から町役所がさらなる信頼を得るために全力で取り組むとともに、これらの町役場改革により、山積する行政課題の克服と重点政策の推進など、的確な行財政運営に努めていく所存でございます。これまで所信表明をもとに魅力あるまちづくりの実現を目指して町政運営の基本理念と今後の具体策の一部について概要説明させていただきました。

次に、上峰町が抱える重要な課題を申し上げます。

上峰町が抱える大きな課題がございます。国は平成20年度（2008年度）から自治体に対し、健全化判断比率及び資金不足比率の算定と、その数値の公表を義務づけました。それらの指標を見ますと、本町は国が定める早期健全化基準を間もなく上回り、この指標においては極めて問題のある状態です。地方公共団体の財政の健全化に関する法律によれば、実質公債費比率が25%を超えれば早期健全化団体に指定されます。平成19年度決算に基づく上峰町の健全化判断比率の中の実質公債費比率は23.3%であります。実質公債費比率は過去3年の平均値、つまり今、平成20年ですが、公表されている指標は、平成17年度、18年度、19年度の数値の平均値で算出されるので、遅行指標、問題が起きて数年してから悪くなる指標です。単年度の実質公債費比率は、平成18年24.30%、平成19年24.35%、平成20年25.40%（221ページで訂正）であり、平成20年度決算に基づく実質公債費比率は24.68%と予測しております。非常に危険な小康状態に陥っており、極めて高い確率で早期健全化団体に指定される流れにあることをこの数字は示しています。何としてでも早期健全化団体への転落をさせず、サービスの低下を食いとめる必要があります。

現在は上峰町が返済している借金をもとにして今述べた、上記にお示ししている実質公債費比率の算定をしているんですが、実質公債費比率に反映されていない借金がございます。それが上峰町工業用地取得造成分譲特別会計の借金で、償還期限が平成23年3月31日に迫っています。これはこの10年間、利息の返済しか済んでおらず、返済元金はそのまま残っており、国、県からの借りかえ起債の許可がおりない状況です。新たな起債や繰り上げ充用のいずれかの選択を強いられることとなりますが、このままでは平成24年（221ページで訂正）予算の繰り上げ充当後に早期健全化団体に指定され、財政健全化計画の策定や外部監査要求の義務づけ、あるいは赤字公共団体の指定など、厳しい裁定が下されるものと想定されます。もちろん100年に一度と言われる未曾有の経済危機、景気の後退を受け、税収減に伴う起債も数字に大きく影響してくることになり、予断を許さぬ状況であるために、それより以前に

景気後退の影響などで早期健全化団体に転落する可能性も十分あります。税収の動向に注目しながら、今後については新たな公債費の抑制は無論のこと、企業誘致等税収増への取り組みに注力し、標準財政規模の安定化を図ることによる実質公債費比率の低下を目標に掲げてまいります。

庁内だけでこの問題に取り組む必要はございません。これらの課題に取り組むために、9月に総合政策諮問会議(仮)を発足させていただきたいと思っております。町民参加型の会議として、これまでの行政運営の方法、制度を新たな視点や斬新な発想により改革する方針を策定させていただきたいと思っております。総合政策諮問会議(仮)では、まず、上峰町の人口推移、土地利用、補助金の支出状況、財政状況、職員の状況など、すべての資料を周辺市町や類似団体と比較して提示、説明し、現状を踏まえた問題点を整理していただければと思っております。次に、問題点を解決するために、聖域なく、公平の確保を基本に歳入歳出をゼロベースで見直した緊急プラン(仮)を作成していただきます。このプランでも経常的な支出水準の圧縮や財源不足を補うアイデア、行財政体質を改善する手順を作成してさせていただきたいと思っております。総合政策諮問会議(仮)は、緊急プラン(仮)を基本に、住民サービスの維持と健全な財政運営の両立を目指し、部内の協議を重ねた上で、平成17年度に5カ年計画として定めた上峰町財政改革大綱にかわる新たな改革大綱とさせていただきます。

現在は、平成14年度(2002年度)を初年度とした第3次上峰町総合計画に基づき、まちづくりが進められているところでございます。これにより自然豊かで調和のとれたまちづくりが進んできております。残された第3次上峰町総合計画の期間は2年であり、次期上峰町総合計画という新たなまちづくりの道筋を整えていく大きな節目に差しかかっています。今はこれまで先輩諸氏が築き上げてこられた数々の成果をしっかりと受け継ぎながら、このすばらしい上峰をさらにすばらしい上峰へと信念を持ってまちづくりを進めていかなければならない節目でもあります。そしてまた、時代に即した行政運営のあり方を模索、転換していく絶好のチャンスでもあると考えます。財政の健全化との両輪で進めていかなければならないのが合併です。この危機的状況に陥ってしまっている上峰町を健全化させながら、合併への道筋をつけていくために、アンケートをとりながら方向性を見つけていきたいと思っております。

これらを踏まえて、次期上峰町総合計画は、行政運営の指針としてだけでなく、町民、事業者など、さまざまな主体にとって共有すべき共通の指針としての役割を果たすべきものと考えています。本町の将来を展望し、厳しい自治体間競争の時代を生き抜くための新たな視点と発想を加えつつ、町民の皆様と一緒に育て、実らせていくというポジティブな姿勢で行動してまいります。

私は上峰町の動きを積極的にPRしたいと思っております。上峰で何が起きているのか、内外にお知らせする必要があります。上峰の外に情報が届いて初めて、その情報が町内に還流することになります。そのためにも上峰の外にまで届く強力なPRが必要です。これらは

すべて、町民の皆様を上峰町がいかによろしく調和のとれた町であるか、上峰がいかによろしい資源を持っているかを改めて再認識していただき、地域のことに関心と理解を深め、地域を愛する気持ちを高めていただきたいとの一心からです。

とにかくこの危機的な財政状況を何としても乗り切り、未来に希望の持てる上峰を、そして、もっともっと愛してもらえるようなまちづくりを進めていく決意でございます。特に、議会との関係につきましては、上峰の町をよくしていこうという共通の思いの中では、車の両輪のように協調して機能していくことが不可欠であると考えております。執行機関と議決機関ゆえの一定の緊張感を当然持ちつつも、町議会議員の皆様と信頼関係を築いてまいりよう努力いたしますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。施政方針とさせていただきます。

議長（吉富 隆君）

これで町長の施政方針を終わります。

日程第4 議案一括上程 提案理由の大要説明

議長（吉富 隆君）

日程第4 議案一括上程、提案理由の大要説明。

議案一括上程、提案理由の大要説明を求めます。

町長（武廣勇平君）

議案の提案をさせていただきます。

議案第31号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めます。

平成21年6月5日提出

上峰町長 武 廣 勇 平

この件におきましては、国の法の改正に伴って3月31日に専決処分をいたしておりますので、承認をお願いするものであります。

内容につきましては、担当課長のほうから説明をいたします。

次に、

議案第32号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決したので、

同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

平成21年6月5日提出

上峰町長 武 廣 勇 平

内容につきましては、担当課長のほうから説明いたします。

次に、

議案第33号

平成21年度上峰町一般会計補正予算（第1号）

平成21年度上峰町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ175,713千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,156,912千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

平成21年6月5日提出

上峰町長 武 廣 勇 平

この分につきましても、担当課長から説明をいたします。

次に、

議案第34号

平成21年度上峰町老人保健特別会計補正予算（第1号）

平成21年度上峰町老人保健特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ0千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,186千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成21年6月5日提出

上峰町長 武 廣 勇 平

この分につきましても、担当の課長より説明をいたします。

次に、

議案第35号

平成21年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）

平成21年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10,103千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ521,525千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成21年6月5日提出

上峰町長 武 廣 勇 平

内容につきましては、担当課長から説明いたします。

次に、議案第36号でございます。

議案第36号

上峰町長及び副町長の給料の支給額の特例に関する条例の一部を改正する条例

上峰町長及び副町長の給料の支給額の特例に関する条例（平成20年上峰町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成20年4月1日から平成22年3月31日まで」を「平成21年7月1日から平成25年3月21日まで」に、「100分の15」を「100分の50」に改める。

附 則

この条例は、平成21年7月1日から施行する。

平成21年6月5日提出

上峰町長 武 廣 勇 平

これは内容については、7月1日から町長給与につきまして100分の50に改めるという内容でございます。

次に、

議案第37号

上峰町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

上峰町乳幼児医療費の助成に関する条例（平成9年上峰町条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「及び高額療養費」を「高額療養費及び高額医療費並びに高額介護合算療養費」に改める。

平成21年6月5日提出

上峰町長 武 廣 勇 平

担当から詳しく説明をいたします。

次に、

議案第38号

上峰町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

上峰町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例（平成5年上峰町条例第24号）の一部を次のように改正する。

平成21年6月5日提出

上峰町長 武 廣 勇 平

これについても、担当のほうから説明をさせていただきます。

次に、

議案第39号

上峰町福祉タクシー利用助成券支給条例

ちょっと目的を説明させていただきます。

（目的）

第1条 この条例は、社会福祉施設及び介護保険施設等に入所していない在宅の重度心身障害者（18歳未満の児童を含む。以下「在宅障害者」という。）に対して、タクシー利用料金の一部を助成する事業（以下「福祉タクシー事業」という。）を実施することにより、その生活圏の拡大及び社会参加の促進を図り、もって在宅障害者等の福祉の増進に寄与することを目的とする。

これについても、内容につきましては担当から御説明いたします。

次に、

議案第40号

町道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、上峰町道路線を次のとおり認定したいので町議会の議決を求める。

6路線、ざっと説明させていただきます。

路線番号8245、ロイヤルシティ3号線、8246、八枚東線、8247、上米多西線、8248、寺家北線、8249、下米多北線、8250、野間口1号線。

これにつきましても、内容は担当の課長から御説明をいたします。

次に、

議案第41号

上峰町教育委員会委員の選任同意について

下記の者を上峰町教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 佐賀県三養基郡上峰町大字坊所368番地2

氏 名 中山 礼子

生年月日 昭和39年9月12日

平成21年6月5日提出

上峰町長 武 廣 勇 平

次に、

議案第42号

上峰町教育委員会委員の選任同意について

下記の者を上峰町教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 佐賀県三養基郡上峰町大字堤2225番地の1

氏 名 矢動丸 壽之

生年月日 昭和20年 2月22日

平成21年 6月 5日提出

上峰町長 武 廣 勇 平

以上、議案第31号から議案第42号まで12議案を一括して上程いたしますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

終わります。

議長（吉富 隆君）

ただいま町長より12議案一括上程をされました。

補足説明を求めます。

企画課長（川原源弘君）

それでは、皆さんおはようございます。企画課のほうから議案第33号 平成21年度上峰町一般会計補正予算（第1号）の補足説明をいたします。

まず、3枚目をお願いいたします。

右下のほうに「2」というふうに書いていますけれども、第1表 歳入歳出予算補正、歳入の部分でございます。

11款・分担金及び負担金、項といたしまして負担金、補正前の額51,081千円、補正額270千円、計の51,351千円。

12款・使用料及び手数料といたしまして、補正前の額65,970千円、補正額258千円、計の66,228千円。

13款・国庫支出金、国庫補助金といたしまして、補正前の額155,671千円、補正額153,346千円、合計の309,017千円。

15款・県支出金、県補助金等を含めまして133,177千円、補正額20,566千円、合計の153,743千円でございます。

16款・財産収入、財産売払収入といたしまして、補正前の額3,118千円、補正額59千円、合計の3,177千円。

20款・諸収入といたしまして、受託事業収入等を含めまして、補正前の額56,003千円、補正額1,214千円、合計の57,217千円で、歳入合計、補正前の額2,981,199千円、補正額175,713千円、合計の3,156,912千円。

次のページをお願いいたします。歳出でございます。

議会費、補正前の額53,698千円、補正額が6,190千円、合計の59,888千円。

2款・総務費、総務管理費以下含めまして、補正前の額342,776千円、補正額16,369千円、合計の359,145千円。

3 款 . 民生費でございます。社会福祉費以下含めまして、補正前の額718,661千円、補正額、減額の31,964千円、合計の686,697千円。

次、4 款 . 衛生費でございます。保健衛生費以下含めまして、補正前の額487,397千円、補正額20,554千円、合計の507,951千円。

次、6 款 . 農林水産業費、補正前の額302,439千円、補正額17,772千円、合計の320,211千円。

7 款 . 商工費、補正前の額7,496千円、補正額3,984千円、合計の11,480千円。

8 款 . 土木費、土木管理費以下含めまして、補正前の額59,347千円、補正額9,040千円、合計の68,387千円。

次、4 ページお願いいたします。

9 款 . 消防費ですけれども、補正前の額130,638千円、補正額2,329千円、合計の132,967千円。

10 款 . 教育費、教育総務費ほか含めまして、補正前の額318,169千円、補正額131,439千円、合計の449,608千円でございます。歳出合計、補正前の額2,981,199千円、補正額175,713千円、合計の3,156,912千円でございます。

6 月補正予算案という形で上程しております。

次のページお願いいたします。

5 ページですけれども、第 2 表 継続費といたしまして、教育費のほうで、事業名、太古木保存対策調査事業といたしまして、総額7,319千円を21年度3,371千円と22年度3,948千円の2カ年の2カ年割といたしまして上程しているところでございます。

次に、主な事業の説明という形で、3 枚ほどめくっていただきまして、右下の3 ページのほうをお願いいたします。

左上、2 番の歳入でございます。下の枠のほうに入りまして、13 款 . 国庫支出金、2 項の国庫補助金でございますけれども、2 目 . 教育費国庫補助金の補正前の額4,742千円、補正額56,308千円、合計の61,050千円でございます。それとあわせまして、4 目の総務費国庫補助金、補正前の額ゼロ、補正額が96,858千円、合計の96,858千円なんですけれども、この節の区分といたしまして、それぞれ教育費補助金で、説明といたしまして、国宝重要文化財等保存整備費補助金ですけれども、これは太古木のことを意味しております。これで国庫補助金のほうが2,750千円、それと次の安全・安心な学校づくり交付金といたしまして47,235千円、これは主には小・中学校の耐震事業のほうを計上しております。4 目のほうの総務費国庫補助金なんですけれども、3 節のほうで総務費補助金という形で96,858千円、これが国の21年度補正予算に係る分でございます。地域活性化・経済危機対策臨時交付金というのがございまして、これの96,858千円、これと上の教育費国庫補助金を抱き合わせたところで今 6 月の補正予算の目玉という形でとらえておるところでございます。

次のページお願いいたします。

15款・県支出金、3目の衛生費補助金、補正前の額6,855千円、補正額3,851千円、1節の保健衛生費補助金なんですけれども、妊婦健診臨時特例交付金という形でございます。これは国の施策で妊産婦健診が5回から14回になった増分の補助金でございます。

次に、5目の教育費補助金、補正前の額1,378千円、補正額1,641千円、合計の3,019千円なんですけれども、これが先ほど説明のほうで佐賀県文化財保存事業という形で990千円ございますけれども、前段の国庫補助金、太古木に関連した県費の補助金等でございます。

次、ちょっと下りまして、7ページのほうをお願いいたします。7ページの歳出のほうに移らせていただきます。

総務費、目が上のほうと関連していますけれども、一般管理費でございます。7ページの9節、10節、11節、旅費、交際費、需用費ということでございますけれども、これは3月の当初予算のときに旅費、交際費、需用費等を肉づけという形でそれぞれ計上しておるところでございます。

それとあと3目・財産管理費、補正前の額19,270千円、補正額2,403千円、合計の21,673千円、これも11節・需用費、13節・委託料、18節・備品購入費等ございますけれども、これは今国会の経済対策に係る部分でございます。修繕費は庁舎内の修繕、あと委託料は地デジ、備品購入は地デジ対応のテレビという形で計上させていただいております。

同じように、6目・企画費、補正前の額41,414千円、補正額5,633千円、合計の47,047千円で、委託料と備品購入費を計上しておりますけれども、これはウェブサイトの更新という形で、それに合わせたツールという形で、これも同様に経済危機対策という形で考えておるところでございます。

次、歳出の10ページをお願いいたします。

3款・民生費の中の3目・老人福祉費、補正前の額が135,261千円、減額15,332千円という形なんですけれども、これは委託料、通学福祉バスの委託料を15,750千円減額しております。これはさきの3月臨時議会のときに財源の組み替えという形でしてありましたので、6月議会のほうでこれを落としております。

次、また飛びまして12ページをお願いいたします。

4款・衛生費、目といたしまして2目・予防費、補正前の額13,262千円、補正額の2,353千円、合計の15,615千円、これは需用費ですけれども、消耗品費の2,353千円、これは新型インフルエンザ対応という形で、防護服等を30日分の備蓄という形で考えております。これも財源といたしましては経済危機対策のほうから持っていこうという形で、全額を国県支出金のほうで賄っております。

次に、母子衛生費、補正前の額18,202千円、補正額14,254千円、合計の32,456千円なんですけれども、これもまず委託料8,106千円、これは各種健康診査委託料という形になります

けれども、妊産婦健診の5回から14回にふえた分でございます。これも財源といたしましては、国県支出金のほうで賄おうという形でございます。

それとあと3目。母子衛生費、補正前の額18,202千円、補正額14,254千円、合計の32,456千円。ああ、済みません、こちらのほうは先ほど申しました委託料8,106千円、それとあと扶助費、乳幼児医療助成の6,048千円、これは3歳児医療から就学前までの通院分の医療助成という形になっております。

次、15ページをお願いいたします。

7款。商工費、上のほうですけれども、1目。商工観光振興費です。補正前の額1,332千円、補正額3,984千円、合計の5,316千円、これは負担金、補助及び交付金という形で3,984千円、それで、説明の中でスーパープレミアム商品券という形で2,850千円、これも国の経済対策、緊急対策のほうでの財源を充当したいというふうに思っております。

次、16ページをお願いいたします。

8款。土木費、2目の道路維持費という形で、補正前の額347千円、補正額は4,482千円、合計の4,829千円という形で、これは節が委託料、町道伐採委託料という形でしておりますけれども、これは緊急雇用対策事業というのがございまして、佐賀県の基金として保有している部分ですけれども、これからの対応という形で、国県支出金のほうで賄おうという形で思っております。

次の下のほうですけれども、土木費の1目。河川総務費、補正前の額685千円、補正額が2,614千円、合計の3,299千円です。節のほうで工事請負費という形で、河川しゅんせつ工事を2,614千円、これも経済対策で対応したいという形で、国県支出金で賄おうというふうに思っております。

次の17ページをお願いいたします。

17ページの下の方、土木費、目のほうは公園費、補正前の額は8,696千円、補正額が2,523千円、合計の11,219千円です。これは委託料という形で2,523千円ですけれども、これは鎮西山の樹木管理委託を当初、一般財源のほうで計上しておったんですけれども、これも佐賀県の緊急雇用基金のほうから持っていこうという形で、財源の組み替えという形で御理解方お願いしたいというふうに思います。

次のページをお願いいたします。

18ページ、左上のほうで消防費というのがございます。目の非常備消防費という形で、補正前の額10,799千円、補正額が2,246千円、合計の13,045千円ですけれども、これの需用費のほうで消耗品費というのが1,859千円ございます。これは消防団員の活動服を今回更新しようという形で、おおむね130名すべての方々の活動服を更新したいという形で、これも緊急経済対策のほうからの財源という形で購入しております。

次、19ページをお願いいたします。

19ページの10款・教育費、6目・施設整備費という形で、補正前の額ゼロ円でございます。この補正額は110,383千円、合計も同じでございますけれども、委託料、工事請負費、備品購入費という形で大きくございますけれども、中学校、小学校の地デジ対応という形で今回しております。それとあと15節・工事請負費、これも小・中学校の耐震工事、18節・備品購入費も地デジ及びパソコンという形でありますけれども、これも歳入のほうで申しましたように、安心・安全な学校づくり事業、これは国の補助が2分の1でございます。そのあと今回の経済危機対応という形で裏負担を考えておりますので、一般財源を伴わないような形で、この際、小・中学校の耐震まで改善しましょうという形で考えております。

次ページお願いいたします。20ページです。

上のほうから10款・教育費、目の学校管理費という形で、補正前の額24,414千円、補正額1,383千円、合計の25,797千円でございます。備品購入費を1,383千円上げておりまして、説明のほうで学校備品購入費を1,137千円減額、プラスという形で2,520千円を上げていますけれども、これは一般財源のほうで学校の机を整備しようという形がありましたんですけれども、これも今回の経済対策のほうで小学校の机を全部一新しようという形で財源組み替え並びに上乘せという形で、これも国県支出金から対応したいという形で考えております。

同様に、次の下の枠なんですけれども、中学校費の学校管理費という形で、備品購入費が同様な形で上がっております。これにつきましても、中学校の机、いす、あと2学年残っております。これも一般財源のほうから組み替えて、今回の経済緊急対策のほうからの財源で賄おうという形で、これで小・中学校の机は一新されたという形でございます。

次は、21ページの末尾から22ページにかけてでございます。

21ページの末尾のほうに教育費、3目の文化財保護費というのがございます。補正前の額2,407千円、補正額6,188千円、合計の8,595千円というのがございますけれども、次の22ページにめくってもらいまして、大きいのは委託料という形でございます。これは歳入のほうで太古木の保存調査事業というのをあわせ持ちまして継続費のお話をしたんですけれども、その部分に係る分でございます。

それとあと下の19節・負担金、補助及び交付金、米多浮立継承整備事業補助金という形で1,000千円計上しておりますけれども、これは奉納に係る備品購入という形で、今回の緊急経済対策のほうから1,000千円対応したいというふうに思っております。

以上で歳入歳出の主な事業という形で補足説明をさせていただきました。

あと議員の皆様のお手元に資料の一番最後のほうに4枚ほど平成20年度上峰町繰越明許費繰越計算書というのが、さきの3月議会の生活対策臨時交付金に係る部分と、次、2枚目が同じく定額給付金支給事業のほうがございます。それと3枚目が同じく3月の臨時議会で設定していました学校の小学校耐震診断業務のほうを明許繰り越しという形で計算書を添付しております。それで、一番最後のほうが20年度継続費精算報告書というのも添付しておりま

すので、御一読方お願いしたいというふうに思います。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

議長（吉富 隆君）

ほかに補足説明はございませんか。

健康増進課長（江口正光君）

皆さんおはようございます。私のほうから議案第32号及び議案第34号について補足説明をいたします。

まず、議案第32号 専決処分の承認を求めることについて、上峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例を御説明させていただきます。

平成21年度地方税法の一部改正につきましては、平成21年3月31日に可決成立し、法律第9号として同日公布されました。公布に伴い、上峰町国民健康保険条例の一部を改正したものでございます。

では、改正の主なものを新旧対照表に沿って御説明申し上げます。

新旧対照表の1ページをお願いします。

第13条第4項及び第13条の2第1項につきましては、地方税法の一部改正により、介護納付金の課税限度額を90千円から100千円に改正するものでございます。線を引いてある分でございます。

続きまして、2ページから5ページ関係ですけれども、これは「第13条の2（第13条の2第1項）」を「第13条の2」に改正しておりますけれども、平等割、均等割の7割、5割軽減は職権で軽減をしておりましたけれども、これまで申請主義でございました2割軽減につきましては、平成20年度より職権で適用する運用で軽減いたしておりました。今回の地方税法の改正によりまして、2割軽減も申請が不要になり、職権で軽減することになりました。

施行日は平成21年4月1日でございます。

続きまして、議案第34号 平成21年度上峰町老人保健特別会計補正予算（第1号）について説明させていただきます。

3枚目、右下2ページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算補正、歳出の分でございますが、款ごとの補正額と合計額を読み上げて説明させていただきます。

歳出の1款・総務費、36千円を増額補正いたしまして、66千円。

5款・予備費、36千円減額いたしまして、164千円。

補正額の計はゼロ円で、歳出合計は4,186千円でございます。

続きまして、事項別明細書により補正分を説明させていただきます。3枚めくってもらって、右下2ページをお願いします。

歳出の款1・総務費、目1・一般管理費、節13・委託料の36千円の補正につきましては、

第三者行為交通事故損害賠償求償事務の共同処理手数料でございます。当初予算におきまして21千円を計上しておりましたけれども、平成21年3月に1,337,200円が入金され、入金額の4%に消費税5%を加えた額、56,162円を手数料として支払わなければなりません。よって、款5の予備費を減額し、不足額36千円に組み替えたものでございます。

以上で補足説明を終わります。

議長（吉富 隆君）

ほかに補足説明はございませんか。

建設課長（江崎文男君）

皆さんおはようございます。私は4月の異動により、建設課長ということで拝命いたしました江崎でございます。議長様初め、議員の皆様並びに議会の関係者につきましては、今後ともよろしく願いいたします。

それでは、私のほうから議案第35号及び第40号につきまして補足説明をさせていただきます。

お手元の議案第35号 平成21年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）の2ページ目をお開きください。

歳入の部でございます。款3の県支出金、項1の県補助金として、補正額4,000千円、計の4,000千円でございます。

款5の繰入金、項1の繰入金、補正額といたしまして4,003千円で、合計の259,226千円でございます。

款8 町債、項1 町債、補正額2,100千円で、計の139,400千円でございます。

歳入合計といたしまして、補正額10,103千円、計の521,525千円でございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。

歳出の部です。款1の総務費、項1の総務管理費、補正額1,153千円、計の136,054千円。

款2 事業費、項1 事業費、補正額といたしまして8,850千円、計の8,850千円。

款3の公債費、項1の公債費、補正額ゼロ、計といたしまして375,921千円。

款4の予備費、項1の予備費でございます。補正額100千円、計の700千円。

歳出合計といたしまして、補正額10,103千円、計の521,525千円でございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。

地方債の補正といたしまして、起債の目的として、下水道事業、農業集落排水事業、限度額を137,300千円から139,400千円に補正しております。起債の方法といたしまして、普通貸借、または証券発行。利率といたしまして年利4%以内とする。償還の方法といたしまして、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据え置き期間及び償還期間を短縮し、または繰り上げ償還、もしくは低利に借りかえすることができる。

以上です。

続きまして、補正予算に関する説明書であります。3ページをお願いいたします。

歳入の部です。款3の県支出金、項1の県補助金、目1の県補助金といたしまして、補正を4,000千円をお願いいたします。

内容につきましては、県補助金として、低コスト型農業集落排水施設更新支援事業補助金として上げているものでございます。また、この事業につきましては、今年度、平成21年度より23年度までの期限つき事業となっております。補助率といたしましては、施設の機能診断として1地区2,000千円を上限といたします。また、最終年度で行う最適整備構想策定には上限5,000千円ということで補助する事業であります。まず中身的には、町内におきまして農業集落排水施設の機能診断を行いまして、機器の更新や維持管理に要する経費を平準化することで長寿命化を図り、サイクルコストの低減を目的とする事業となっております。今回、ことしについては、2地区の堤地区と切通地区を予定しております。

続きまして、款5・繰入金、項1・繰入金、目1の一般会計繰入金ですけれども、補正額4,003千円でございます。

款8の町債、項1の町債、目1の下水道事業債といたしまして、補正額2,100千円、これにつきましては、資本費平準化債の借り入れ金額の決定がなりましたので、それによる補正でございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。

歳出の部です。款1の総務費、項1の総務管理費、目1の一般管理費ということで、補正額1,153千円です。区分といたしましては、委託料ということで考えております。

この内容につきましては、一応皆様方からも指摘がありました使用料の改正ということで、来年度、22年度に向けて町内の事業者を対象にして使用料の見直しを図っているところでございます。それに対して料金改正に伴う各事業所の調査委託業務ということで、今回、委託料を計上しております。

なお、ここにつきましては、先ほどから説明ございました佐賀県の緊急雇用創出事業ということで行っていきたいと思っております。

続きまして、款2の事業費、項1の事業費、目1の事業費ですけれども、補正額が8,850千円です。

内容につきましては、委託料、先ほど言いました低コスト型の集落排水施設更新業務委託ということで、2地区で6,000千円、そして、節19の負担金関係で坊所処理施設の機能強化に伴う団体営調査設計事業費負担金でございます。これについて、2,850千円予定しております。

続きまして、款3の公債費です。項1の公債費、目1の元金ということで、これにつきましては、先ほど歳入の部で申し上げましたとおり、平準化債の補正を2,100千円しております。

すので、今まで一般財源の2,100千円を減らしまして、起債の地方債のところに2,100千円上げているところがございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。

款4の予備費、項1の予備費、目1の予備費で100千円補正をしております。

以上であります。

続きまして、議案第40号 町道路線の認定についてということです。

今回の路線認定につきましては、御案内のとおり6路線でございます。路線名といたしましては、ロイヤルシティ3号線、起点が上峰町大字坊所字下坊所1787番地44地先から上峰町大字坊所字下坊所1787番地46地先でございます。延長といたしましては105.3メートル、幅員6メートルでございます。

続きまして、八枚東線、起点といたしまして上峰町大字江迎字一本柳1180番地1地先、終点は上峰町大字江迎字一本松665番地先、延長といたしましては119メートル、幅員5.8メートルでございます。

続きまして、上米多西線、起点といたしまして上峰町大字前牟田字祇園町1601番地2地先、終点、上峰町大字前牟田字祇園町1647番地1地先、延長につきましては89メートル、幅員4メートルでございます。

続きまして、寺家北線、起点につきましては上峰町大字前牟田字館753番地先、終点、上峰町大字前牟田字館722番地2地先、延長137.0メートル、幅員4メートルでございます。

続きまして、下米多北線、上峰町大字前牟田字一本桜1348番地1地先、終点が上峰町大字前牟田字一本桜1343番地先、延長といたしまして52.0メートル、幅員5メートルでございます。

最後になりましたけれども、野間口1号線、起点といたしまして上峰町大字前牟田字西前牟田328番地3地先、終点、上峰町大字前牟田字西前牟田328番地1地先、延長99メートル、幅員4メートルでございます。

この6路線につきましては、まず、ロイヤルシティ3号線につきましては、下坊所の県道神埼北茂安線のロイヤルシティの分譲地内の開発道路でございます。この分譲地につきましては、1期、2期の分譲地でありまして、1期分の2路線については町道認定済みであります。今回は北側の2期の開発道路ということになります。

また、八枚東線、上米多西線、寺家北線及び野間口1号線につきましては、農林水産省所管の事業での開設道路でありまして、現在まで農道としての位置づけとなっております。

また、下米多北線につきましては、町道米多西線の新設時点において、地区内の町道上米多下米多線との取りつけ道路ということで、当時開設いたしました取りつけ道路でございます。

この6路線につきましては、上峰町の道路規則第9条の町道認定の条件に合致しており、

各地区及び各機関との協議も終えているところでございます。

以上です。

議長（吉富 隆君）

ほかに補足説明はございませんか。

税務課長（白濱博巳君）

おはようございます。私のほうから議案第31号 専決処分の承認を求めることについて、上峰町税条例等の一部を改正する条例ということで補足説明をさせていただきます。

先ほどの健康増進課長のほうからもありましたとおりに、専決でございまして、このことにつきましては、平成21年の地方税法の一部改正におきまして、先般の通常国会で平成21年3月31日に可決成立をし、法律第9号として同日公布されました。これに伴い、4月1日施行分、それから6月4日施行分ということで、上峰町税条例の一部を改正し、専決させていただいたものでございます。

お手元に新旧対照表を差し上げておりますが、ごらんをいただきたいと思っております。

1ページから3ページ中ほどまででございますが、第47条関係でございます。この件につきましては、公的年金等に係る個人の町民税の特別徴収の改正でございますが、わかりやすく申しますと、年金のほかにもその他の所得がある方について、合算して年金からの特別徴収をするという制度でございますが、現在、社会保険庁での対応では、年金所得だけの方しか特別徴収ができないというふうなシステムになっておりますので、その内容の文言を削除するというふうな内容でございます。

それから、3ページ、4ページをお願いします。

第56条から第58条の2の関係でございますが、固定資産税の納税義務者等の改正でございます。この件につきましては、医療関係者の保養所におきまして、教育の用に供するものの固定資産に係る非課税措置の拡充でございまして、今まで公的機関や公益法人などの特定法人だけであったものを、今回、社会医療法人、非営利型法人、社会福祉法人等の教育の用に供する場合につきましても新たに非課税とするという措置であります。また、社会医療法人が緊急に医療等を確保する事業の用に供する場合も、今回、新たに非課税措置とされました。上峰町内には社会医療法人はございませんが、県内1カ所ということで聞いておるところでございます。

続きまして、6ページの中ほどをお願いいたします。

附則の第10条の2、これは新築住宅等に係る固定資産税の減額の規定の適用を受ける申告関係でございますが、この改正につきましては、新築された長期優良住宅、ちなみに通称二百年住宅と呼ばれておりますが、これに係る減額特例規定の措置でございます。施行日が6月4日、昨日でございますが、平成23年12月31日までの間に新築された住宅が対象でございまして、長期にわたり利用できる質の高い住宅の建設を促進するために、固定資産税を新築

から5年間分、中高層の耐火住宅につきましては7年分でございますが、税額を2分の1減額するというふうな内容でございますが、これは1戸当たり120平米が限度になっておるところでございます。

続きまして、7ページの改正前の中ほどをお願いしたいと思いますが、これは附則の第10条の3で、阪神・淡路大震災に係る固定資産税の特例に係る申告等につきましては、時限立法のために、今回廃止となっておりますところでございます。

それから、9ページの中ほどから12ページにかけてでございますが、附則の第12条、これは住宅等に対して課する各年度分の固定資産税の特例についてでございますが、負担調整の関係でございますが、宅地と住宅用地の課税につきましては、21年度から23年度までの負担調整措置の仕組みにつきましては、現行の制度 現行につきましては18年度から20年度まででございますが、引き続きまして継続の措置をするというふうな内容でございます。

ちなみに負担調整措置と申しますのは、評価額の上昇によって急激に税負担の増加を緩和するために、毎年、前年度の課税標準額に評価上昇に応じた負担調整率を乗じまして税額を算出しておるところでございますが、課税の公平化の観点から負担を緩やかに上げるというふうな措置でございます。したがって、負担水準の一定割合以上の土地につきましては、前年度の課税標準額の引き下げ、または据え置きと。それからまた、負担水準が一定割合未満の土地につきましては、前年度の課税標準額に評価額の5%を加算して課税すると、そういった内容のものでございます。

それから、飛びまして、18ページの中ほどから最後の22ページまででございますが、この件につきましては、個人の町民税に関する経過措置の改正でございます。この件につきましては、昨年の6月議会において一部改正をされました件でございますが、その内容といたしましては、上場株式等の譲渡益並びに配当に係る軽減税率が1.8%となっておりました。県民税と合わせますと3%でございますが、これを昨年、平成20年末をもって廃止をされまして、平成20年以降につきましては3%、県民税と合わせまして5%になるわけでございますが、ということでされておりました。その内容につきまして、今回、その一部を改正いたしまして、上場株式等の配当並びに譲渡益の課税につきましては、現行の1.8%、県民税と合わせまして3%でございますが、その税率を3年間延長ということで、23年12月31日までに特例措置を除きまして、そのまま3年間延長をされたものでございます。

以上が重立った内容でございますが、そのほかには法附則の条文のずれ等に対応しまして整備するものでございます。

どうかよろしく御審議の上、承認していただきますようよろしくお願い申し上げます、私からの補足説明を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（吉富 隆君）

ほかに補足説明はございませんか。

福祉課長（北島 徹君）

皆様こんにちは。福祉課長の北島でございます。私のほうからは、議案第37号及び議案第39号について補足して説明を申し上げます。

まず、議案第37号 上峰町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例でございます。

医療保険を使った場合のことでございますが、医療保険を使った際、病院での自己負担、それと介護保険によってサービスを受けた場合の負担、この両方に高額な自己負担額がある世帯を対象とする高額医療・高額介護合算制度が創設をされました。平成20年4月から開始をされておりますけれども、初回は平成20年4月1日から平成21年7月31日までにかかった負担額を合算の対象といたしております。初回につきましては16カ月を対象とし、以降は12カ月、1年を対象とすると、そういう制度でございます。

実際に手続きが開始されますのは、ことしの8月1日以降となります。限度額を超えた分は申請して認められますと、後から支給をされるということでございます。

この制度の創設に伴いまして、本条例第2条第4項の保険給付の種類の中に高額療養費並びに高額介護合算療養費、これを追加するものでございます。

続きまして、議案第39号 上峰町福祉タクシー利用助成券支給条例でございます。

これはタクシー利用料金の一部を助成することで、18歳未満の児童を含む在宅の重度心身障害者の生活圏の拡大及び社会参加をより一層図っていかうとするものでございます。身体障害の身体障害者手帳1級及び2級を所持されている方、知的障害の療育手帳Aを所持されている方、精神障害の精神保健福祉手帳1級を所持されている方、これらの方々を対象として、利用券を交付いたします。

利用券は1回の乗車につき1枚、本人が乗車するときに限り使用できます。この1回の乗車につき、その基本料金の額を助成するものでございます。

また、利用券は年間36枚を限度に交付をいたします。ただし、本条例案の施行日を平成21年10月1日といたしております関係で、平成21年度に限り18枚を限度に交付いたします。

以上をもちまして、福祉課関係、2議案の補足説明を終わります。

議長（吉富 隆君）

ほかに補足説明はございませんか。

住民課長（鶴田直輝君）

皆さんこんにちは。それでは、私のほうから議案第38号 上峰町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例につきまして補足説明をさせていただきます。

今回の条例改正につきましては、佐賀県ひとり親家庭等医療費助成事業費補助金交付要綱におきまして、ひとり暮らしの寡婦への助成が廃止になったことに伴います条例改正でございます。

寡婦の定義でございますけれども、かつて母子家庭の母であった方で、子供が成人した後、なお配偶者のない状態にある方を寡婦という形で定義がなされておるところでございます。この改正につきましては、経過措置を2年間設けてございまして、現在、自己負担が500円でございますけど、それを段階的に引き上げていくという形での改正の内容になっているところでございます。

それから、寡婦の新規の受け付けについては、10月からなくなるという形になっております。

それから、先ほど福祉課のほうでお話ございましたけれども、高額医療・高額介護合算制度が創設されておりまして、その制度に伴います文言の整理を条例の中でさせていただいております。

それから、第5条につきましても文言の整理をいたしておりまして、そういう形で、制度の創設等に伴います関係の文言の整理といった形で条例の改正案を上程しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

議長（吉富 隆君）

ほかに補足説明はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

ないようですので、補足説明を終わります。

以上で提案理由の説明を終わります。

お諮りをいたします。以上をもちまして、本日の日程は全部終了をいたしました。

本日はこれをもって散会したいと思います。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定をいたしました。

これをもって散会いたします。本日はどうもありがとうございました。

午前11時13分 散会